

改正後

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

第1章 総括事項

第1節 (省略)

第2節 許可・承認等の番号体系

システムを使用した各種の税関手続の際に払い出される番号の体系は、次による。

1 システム処理による申告・申請等の番号体系

(1)から(29)まで (省略)

(30) 担保提供命令通知番号

- イ 1桁目 : 「M」(固定)
 - ロ 2桁目及び3桁目 : 税関官署コード(「業務コード集」参照)
 - ハ 4桁目及び5桁目 : システム処理年(西暦)(下2桁)
 - ニ 6桁目から13桁目 : システムから自動的に払い出される番号
 - ホ 14桁目 : チェック・デジット(6桁目から13桁目までを対象)
 - ヘ 15桁目 : 枝番号(最初は「0」が付される。)
- (例) M 1 A 2 6 1 2 3 4 5 6 7 8 1 0
イ ロ ハ ニ ホ ヘ

2 (省略)

[付表1]及び[付表2] (省略)

第3節 再出力業務

システムを使用した申告・申請等又は許可・承認等に関してシステムに保存されている出力情報について再出力を行う場合は、この節の定めるところによる。

1及び2 (省略)

[付表]再出力情報一覧表

(表1) (省略)

(表2)

項番	出力情報名	出力情報コード	固有情報1※
(省略)			
<u>427</u>	<u>担保提供命令通知書情報</u>	<u>CAF381</u>	<u>申告等番号</u>
<u>428</u>	<u>担保提供命令通知書(酒税・たばこ税)情報</u>	<u>CAF382</u>	<u>申告等番号</u>
<u>429</u>	<u>担保提供命令変更通知書情報</u>	<u>CAF383</u>	<u>申告等番号</u>
<u>430</u>	<u>担保提供命令通知書取消通知情報</u>	<u>CAF384</u>	<u>申告等番号</u>
<u>431</u>	汎用申請控情報	CAL002	汎用申請受理番号
<u>432</u>	汎用申請変更控情報	CAL004	汎用申請受理番号
<u>433</u>	汎用申請手数料等納付申請控情報	CAL051	汎用申請受理番号
<u>434</u>	汎用申請手数料等納付申請変更控情報	CAL053	汎用申請受理番号
<u>435</u>	とん税等納付申告控情報	SAA016	とん税等納付申告番号
<u>436</u>	不開港出入許可申請控情報	SAA020	不開港出入許可申請番号
<u>437</u>	内国貨物運送申告控情報	SAA030	内国貨物運送申告番号
<u>438</u>	内国貨物運送申告訂正控情報	SAA033	内国貨物運送申告番号
<u>439</u>	内国貨物運送承認訂正・取消控情報	SAA034	内国貨物運送申告番号
<u>440</u>	内国貨物運送期間延長申請控情報	SAA036	内国貨物運送申告番号
<u>441</u>	船舶資格変更届控情報	SAA150	届出受理番号

改正前

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

第1章 総括事項

第1節 (同左)

第2節 許可・承認等の番号体系

システムを使用した各種の税関手続の際に払い出される番号の体系は、次による。

1 システム処理による申告・申請等の番号体系

(1)から(29)まで (同左)

(30) (新規)

2 (同左)

[付表1]及び[付表2] (同左)

第3節 再出力業務

システムを使用した申告・申請等又は許可・承認等に関してシステムに保存されている出力情報について再出力を行う場合は、この節の定めるところによる。

1及び2 (同左)

[付表]再出力情報一覧表

(表1) (同左)

(表2)

項番	出力情報名	出力情報コード	固有情報1※
(同左)			
<u>(新規)</u>			
<u>427</u>	汎用申請控情報	CAL002	汎用申請受理番号
<u>428</u>	汎用申請変更控情報	CAL004	汎用申請受理番号
<u>429</u>	汎用申請手数料等納付申請控情報	CAL051	汎用申請受理番号
<u>430</u>	汎用申請手数料等納付申請変更控情報	CAL053	汎用申請受理番号
<u>431</u>	とん税等納付申告控情報	SAA016	とん税等納付申告番号
<u>432</u>	不開港出入許可申請控情報	SAA020	不開港出入許可申請番号
<u>433</u>	内国貨物運送申告控情報	SAA030	内国貨物運送申告番号
<u>434</u>	内国貨物運送申告訂正控情報	SAA033	内国貨物運送申告番号
<u>435</u>	内国貨物運送承認訂正・取消控情報	SAA034	内国貨物運送申告番号
<u>436</u>	内国貨物運送期間延長申請控情報	SAA036	内国貨物運送申告番号
<u>437</u>	船舶資格変更届控情報	SAA150	届出受理番号

改 正 後				改 正 前			
442	船舶資格変更届訂正・取消控情報	SAA151	届出受理番号	438	船舶資格変更届訂正・取消控情報	SAA151	届出受理番号
443	展示等申告控(簡易/A)情報	SAD11C	申告等番号	439	展示等申告控(簡易/A)情報	SAD11C	申告等番号
444	展示等申告控(簡易/B)情報	SAD12C	申告等番号	440	展示等申告控(簡易/B)情報	SAD12C	申告等番号
445	展示等申告控(簡易/C)情報	SAD13C	申告等番号	441	展示等申告控(簡易/C)情報	SAD13C	申告等番号
446	蔵出輸入(引取)申告控(簡易)情報	SAD15C	申告等番号	442	蔵出輸入(引取)申告控(簡易)情報	SAD15C	申告等番号
447	輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1AC	申告等番号	443	輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1AC	申告等番号
448	輸入申告控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1AD	申告等番号	444	輸入申告控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1AD	申告等番号
449	輸入申告変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1AF	申告等番号	445	輸入申告変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1AF	申告等番号
450	輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1BC	申告等番号	446	輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1BC	申告等番号
451	輸入申告控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BD	申告等番号	447	輸入申告控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BD	申告等番号
452	輸入申告変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BF	申告等番号	448	輸入申告変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BF	申告等番号
453	輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1BK	申告等番号	449	輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1BK	申告等番号
454	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BL	申告等番号	450	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BL	申告等番号
455	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BN	申告等番号	451	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1BN	申告等番号
456	輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1CC	申告等番号	452	輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1CC	申告等番号
457	輸入申告控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CD	申告等番号	453	輸入申告控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CD	申告等番号
458	輸入申告変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CF	申告等番号	454	輸入申告変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CF	申告等番号
459	輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1CK	申告等番号	455	輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1CK	申告等番号
460	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CL	申告等番号	456	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CL	申告等番号
461	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CN	申告等番号	457	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1CN	申告等番号
462	輸入(引取)申告控(簡易)情報	SAD1EC	申告等番号	458	輸入(引取)申告控(簡易)情報	SAD1EC	申告等番号
463	輸入(引取)申告控(予備申告/簡易)情報	SAD1ED	申告等番号	459	輸入(引取)申告控(予備申告/簡易)情報	SAD1ED	申告等番号
464	輸入(引取)申告変更控(予備申告/簡易)情報	SAD1EF	申告等番号	460	輸入(引取)申告変更控(予備申告/簡易)情報	SAD1EF	申告等番号
465	蔵出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1GC	申告等番号	461	蔵出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1GC	申告等番号
466	蔵出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1HC	申告等番号	462	蔵出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1HC	申告等番号
467	蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1HK	申告等番号	463	蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1HK	申告等番号
468	蔵出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1JC	申告等番号	464	蔵出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1JC	申告等番号
469	蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1JK	申告等番号	465	蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1JK	申告等番号
470	移出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1KC	申告等番号	466	移出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1KC	申告等番号
471	移出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1LC	申告等番号	467	移出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1LC	申告等番号
472	移出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1LK	申告等番号	468	移出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1LK	申告等番号
473	移出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1MC	申告等番号	469	移出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1MC	申告等番号
474	移出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1MK	申告等番号	470	移出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1MK	申告等番号
475	総保出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1NC	申告等番号	471	総保出輸入申告控(簡易/A)情報	SAD1NC	申告等番号
476	総保出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1PC	申告等番号	472	総保出輸入申告控(簡易/B)情報	SAD1PC	申告等番号
477	総保出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1PK	申告等番号	473	総保出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/B)情報	SAD1PK	申告等番号
478	総保出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1QC	申告等番号	474	総保出輸入申告控(簡易/C)情報	SAD1QC	申告等番号
479	総保出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1QK	申告等番号	475	総保出輸入許可前貨物引取承認申請控(簡易/C)情報	SAD1QK	申告等番号
480	蔵入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1RC	申告等番号	476	蔵入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1RC	申告等番号
481	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1RD	申告等番号	477	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1RD	申告等番号
482	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1RF	申告等番号	478	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1RF	申告等番号
483	蔵入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1SC	申告等番号	479	蔵入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1SC	申告等番号
484	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1SD	申告等番号	480	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1SD	申告等番号
485	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1SF	申告等番号	481	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1SF	申告等番号
486	蔵入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1TC	申告等番号	482	蔵入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1TC	申告等番号
487	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1TD	申告等番号	483	蔵入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1TD	申告等番号
488	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1TF	申告等番号	484	蔵入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1TF	申告等番号

改正後				改正前			
489	移入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1UC	申告等番号	485	移入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1UC	申告等番号
490	移入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1UD	申告等番号	486	移入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1UD	申告等番号
491	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1UF	申告等番号	487	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1UF	申告等番号
492	移入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1VC	申告等番号	488	移入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1VC	申告等番号
493	移入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1VD	申告等番号	489	移入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1VD	申告等番号
494	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1VF	申告等番号	490	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1VF	申告等番号
495	移入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1WC	申告等番号	491	移入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1WC	申告等番号
496	移入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1WD	申告等番号	492	移入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1WD	申告等番号
497	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1WF	申告等番号	493	移入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1WF	申告等番号
498	総保入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1XC	申告等番号	494	総保入承認申請控(簡易/A)情報	SAD1XC	申告等番号
499	総保入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1XD	申告等番号	495	総保入承認申請控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1XD	申告等番号
500	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1XF	申告等番号	496	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/A)情報	SAD1XF	申告等番号
501	総保入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1YC	申告等番号	497	総保入承認申請控(簡易/B)情報	SAD1YC	申告等番号
502	総保入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1YD	申告等番号	498	総保入承認申請控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1YD	申告等番号
503	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1YF	申告等番号	499	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/B)情報	SAD1YF	申告等番号
504	総保入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1ZC	申告等番号	500	総保入承認申請控(簡易/C)情報	SAD1ZC	申告等番号
505	総保入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1ZD	申告等番号	501	総保入承認申請控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1ZD	申告等番号
506	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1ZF	申告等番号	502	総保入承認申請変更控(予備申告/簡易/C)情報	SAD1ZF	申告等番号
507	展示等申告控(書類/A)情報	SAD21C	申告等番号	503	展示等申告控(書類/A)情報	SAD21C	申告等番号
508	展示等申告変更控(書類/A)情報	SAD21E	申告等番号	504	展示等申告変更控(書類/A)情報	SAD21E	申告等番号
509	展示等申告控(書類/B)情報	SAD22C	申告等番号	505	展示等申告控(書類/B)情報	SAD22C	申告等番号
510	展示等申告変更控(書類/B)情報	SAD22E	申告等番号	506	展示等申告変更控(書類/B)情報	SAD22E	申告等番号
511	展示等申告控(書類/C)情報	SAD23C	申告等番号	507	展示等申告控(書類/C)情報	SAD23C	申告等番号
512	展示等申告変更控(書類/C)情報	SAD23E	申告等番号	508	展示等申告変更控(書類/C)情報	SAD23E	申告等番号
513	蔵出輸入(引取)申告控(書類)情報	SAD25C	申告等番号	509	蔵出輸入(引取)申告控(書類)情報	SAD25C	申告等番号
514	蔵出輸入(引取)申告変更控(書類)情報	SAD25E	申告等番号	510	蔵出輸入(引取)申告変更控(書類)情報	SAD25E	申告等番号
515	輸入申告控(書類/A)情報	SAD2AC	申告等番号	511	輸入申告控(書類/A)情報	SAD2AC	申告等番号
516	輸入申告控(予備申告/書類/A)情報	SAD2AD	申告等番号	512	輸入申告控(予備申告/書類/A)情報	SAD2AD	申告等番号
517	輸入申告変更控(書類/A)情報	SAD2AE	申告等番号	513	輸入申告変更控(書類/A)情報	SAD2AE	申告等番号
518	輸入申告変更控(予備申告/書類/A)情報	SAD2AF	申告等番号	514	輸入申告変更控(予備申告/書類/A)情報	SAD2AF	申告等番号
519	輸入申告控(書類/B)情報	SAD2BC	申告等番号	515	輸入申告控(書類/B)情報	SAD2BC	申告等番号
520	輸入申告控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BD	申告等番号	516	輸入申告控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BD	申告等番号
521	輸入申告変更控(書類/B)情報	SAD2BE	申告等番号	517	輸入申告変更控(書類/B)情報	SAD2BE	申告等番号
522	輸入申告変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BF	申告等番号	518	輸入申告変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BF	申告等番号
523	輸入許可前貨物引取承認申請控(書類/B)情報	SAD2BK	申告等番号	519	輸入許可前貨物引取承認申請控(書類/B)情報	SAD2BK	申告等番号
524	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BL	申告等番号	520	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BL	申告等番号
525	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2BM	申告等番号	521	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2BM	申告等番号
526	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BN	申告等番号	522	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2BN	申告等番号
527	輸入申告控(書類/C)情報	SAD2CC	申告等番号	523	輸入申告控(書類/C)情報	SAD2CC	申告等番号
528	輸入申告控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CD	申告等番号	524	輸入申告控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CD	申告等番号
529	輸入申告変更控(書類/C)情報	SAD2CE	申告等番号	525	輸入申告変更控(書類/C)情報	SAD2CE	申告等番号
530	輸入申告変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CF	申告等番号	526	輸入申告変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CF	申告等番号
531	輸入許可前貨物引取承認申請控(書類/C)情報	SAD2CK	申告等番号	527	輸入許可前貨物引取承認申請控(書類/C)情報	SAD2CK	申告等番号
532	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CL	申告等番号	528	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CL	申告等番号
533	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2CM	申告等番号	529	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2CM	申告等番号
534	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CN	申告等番号	530	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2CN	申告等番号
535	輸入(引取)申告控(書類)情報	SAD2EC	申告等番号	531	輸入(引取)申告控(書類)情報	SAD2EC	申告等番号

改 正 後				改 正 前			
585	移入承認申請控(書類/B)情報	SAD2VC	申告等番号	581	移入承認申請控(書類/B)情報	SAD2VC	申告等番号
586	移入承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2VD	申告等番号	582	移入承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2VD	申告等番号
587	移入承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2VE	申告等番号	583	移入承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2VE	申告等番号
588	移入承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2VF	申告等番号	584	移入承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2VF	申告等番号
589	移入承認申請控(書類/C)情報	SAD2WC	申告等番号	585	移入承認申請控(書類/C)情報	SAD2WC	申告等番号
590	移入承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2WD	申告等番号	586	移入承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2WD	申告等番号
591	移入承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2WE	申告等番号	587	移入承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2WE	申告等番号
592	移入承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2WF	申告等番号	588	移入承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2WF	申告等番号
593	総保入承認申請控(書類/A)情報	SAD2XC	申告等番号	589	総保入承認申請控(書類/A)情報	SAD2XC	申告等番号
594	総保入承認申請控(予備申告/書類/A)情報	SAD2XD	申告等番号	590	総保入承認申請控(予備申告/書類/A)情報	SAD2XD	申告等番号
595	総保入承認申請変更控(書類/A)情報	SAD2XE	申告等番号	591	総保入承認申請変更控(書類/A)情報	SAD2XE	申告等番号
596	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/A)情報	SAD2XF	申告等番号	592	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/A)情報	SAD2XF	申告等番号
597	総保入承認申請控(書類/B)情報	SAD2YC	申告等番号	593	総保入承認申請控(書類/B)情報	SAD2YC	申告等番号
598	総保入承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2YD	申告等番号	594	総保入承認申請控(予備申告/書類/B)情報	SAD2YD	申告等番号
599	総保入承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2YE	申告等番号	595	総保入承認申請変更控(書類/B)情報	SAD2YE	申告等番号
600	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2YF	申告等番号	596	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/B)情報	SAD2YF	申告等番号
601	総保入承認申請控(書類/C)情報	SAD2ZC	申告等番号	597	総保入承認申請控(書類/C)情報	SAD2ZC	申告等番号
602	総保入承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2ZD	申告等番号	598	総保入承認申請控(予備申告/書類/C)情報	SAD2ZD	申告等番号
603	総保入承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2ZE	申告等番号	599	総保入承認申請変更控(書類/C)情報	SAD2ZE	申告等番号
604	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2ZF	申告等番号	600	総保入承認申請変更控(予備申告/書類/C)情報	SAD2ZF	申告等番号
605	展示等申告控(検査/A)情報	SAD31C	申告等番号	601	展示等申告控(検査/A)情報	SAD31C	申告等番号
606	展示等申告変更控(検査/A)情報	SAD31E	申告等番号	602	展示等申告変更控(検査/A)情報	SAD31E	申告等番号
607	展示等申告控(検査/B)情報	SAD32C	申告等番号	603	展示等申告控(検査/B)情報	SAD32C	申告等番号
608	展示等申告変更控(検査/B)情報	SAD32E	申告等番号	604	展示等申告変更控(検査/B)情報	SAD32E	申告等番号
609	展示等申告控(検査/C)情報	SAD33C	申告等番号	605	展示等申告控(検査/C)情報	SAD33C	申告等番号
610	展示等申告変更控(検査/C)情報	SAD33E	申告等番号	606	展示等申告変更控(検査/C)情報	SAD33E	申告等番号
611	蔵出輸入(引取)申告控(検査)情報	SAD35C	申告等番号	607	蔵出輸入(引取)申告控(検査)情報	SAD35C	申告等番号
612	蔵出輸入(引取)申告変更控(検査)情報	SAD35E	申告等番号	608	蔵出輸入(引取)申告変更控(検査)情報	SAD35E	申告等番号
613	輸入申告控(検査/A)情報	SAD3AC	申告等番号	609	輸入申告控(検査/A)情報	SAD3AC	申告等番号
614	輸入申告控(予備申告/検査/A)情報	SAD3AD	申告等番号	610	輸入申告控(予備申告/検査/A)情報	SAD3AD	申告等番号
615	輸入申告変更控(検査/A)情報	SAD3AE	申告等番号	611	輸入申告変更控(検査/A)情報	SAD3AE	申告等番号
616	輸入申告変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3AF	申告等番号	612	輸入申告変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3AF	申告等番号
617	輸入申告控(検査/B)情報	SAD3BC	申告等番号	613	輸入申告控(検査/B)情報	SAD3BC	申告等番号
618	輸入申告控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BD	申告等番号	614	輸入申告控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BD	申告等番号
619	輸入申告変更控(検査/B)情報	SAD3BE	申告等番号	615	輸入申告変更控(検査/B)情報	SAD3BE	申告等番号
620	輸入申告変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BF	申告等番号	616	輸入申告変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BF	申告等番号
621	輸入許可前貨物引取承認申請控(検査/B)情報	SAD3BK	申告等番号	617	輸入許可前貨物引取承認申請控(検査/B)情報	SAD3BK	申告等番号
622	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BL	申告等番号	618	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BL	申告等番号
623	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3BM	申告等番号	619	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3BM	申告等番号
624	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BN	申告等番号	620	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3BN	申告等番号
625	輸入申告控(検査/C)情報	SAD3CC	申告等番号	621	輸入申告控(検査/C)情報	SAD3CC	申告等番号
626	輸入申告控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CD	申告等番号	622	輸入申告控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CD	申告等番号
627	輸入申告変更控(検査/C)情報	SAD3CE	申告等番号	623	輸入申告変更控(検査/C)情報	SAD3CE	申告等番号
628	輸入申告変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CF	申告等番号	624	輸入申告変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CF	申告等番号
629	輸入許可前貨物引取承認申請控(検査/C)情報	SAD3CK	申告等番号	625	輸入許可前貨物引取承認申請控(検査/C)情報	SAD3CK	申告等番号
630	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CL	申告等番号	626	輸入許可前貨物引取承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CL	申告等番号
631	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3CM	申告等番号	627	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3CM	申告等番号
632	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CN	申告等番号	628	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3CN	申告等番号

改正後				改正前			
681	移入承認申請変更控(検査/A)情報	SAD3UE	申告等番号	677	移入承認申請変更控(検査/A)情報	SAD3UE	申告等番号
682	移入承認申請変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3UF	申告等番号	678	移入承認申請変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3UF	申告等番号
683	移入承認申請控(検査/B)情報	SAD3VC	申告等番号	679	移入承認申請控(検査/B)情報	SAD3VC	申告等番号
684	移入承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3VD	申告等番号	680	移入承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3VD	申告等番号
685	移入承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3VE	申告等番号	681	移入承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3VE	申告等番号
686	移入承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3VF	申告等番号	682	移入承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3VF	申告等番号
687	移入承認申請控(検査/C)情報	SAD3WC	申告等番号	683	移入承認申請控(検査/C)情報	SAD3WC	申告等番号
688	移入承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3WD	申告等番号	684	移入承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3WD	申告等番号
689	移入承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3WE	申告等番号	685	移入承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3WE	申告等番号
690	移入承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3WF	申告等番号	686	移入承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3WF	申告等番号
691	総保入承認申請控(検査/A)情報	SAD3XC	申告等番号	687	総保入承認申請控(検査/A)情報	SAD3XC	申告等番号
692	総保入承認申請控(予備申告/検査/A)情報	SAD3XD	申告等番号	688	総保入承認申請控(予備申告/検査/A)情報	SAD3XD	申告等番号
693	総保入承認申請変更控(検査/A)情報	SAD3XE	申告等番号	689	総保入承認申請変更控(検査/A)情報	SAD3XE	申告等番号
694	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3XF	申告等番号	690	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/A)情報	SAD3XF	申告等番号
695	総保入承認申請控(検査/B)情報	SAD3YC	申告等番号	691	総保入承認申請控(検査/B)情報	SAD3YC	申告等番号
696	総保入承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3YD	申告等番号	692	総保入承認申請控(予備申告/検査/B)情報	SAD3YD	申告等番号
697	総保入承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3YE	申告等番号	693	総保入承認申請変更控(検査/B)情報	SAD3YE	申告等番号
698	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3YF	申告等番号	694	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/B)情報	SAD3YF	申告等番号
699	総保入承認申請控(検査/C)情報	SAD3ZC	申告等番号	695	総保入承認申請控(検査/C)情報	SAD3ZC	申告等番号
700	総保入承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3ZD	申告等番号	696	総保入承認申請控(予備申告/検査/C)情報	SAD3ZD	申告等番号
701	総保入承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3ZE	申告等番号	697	総保入承認申請変更控(検査/C)情報	SAD3ZE	申告等番号
702	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3ZF	申告等番号	698	総保入承認申請変更控(予備申告/検査/C)情報	SAD3ZF	申告等番号
703	輸入申告控(沖縄特免制度)情報	SAD403	輸入申告番号	699	輸入申告控(沖縄特免制度)情報	SAD403	輸入申告番号
704	輸入許可前貨物引取承認申請控(沖縄特免制度)情報	SAD404	輸入申告番号	700	輸入許可前貨物引取承認申請控(沖縄特免制度)情報	SAD404	輸入申告番号
705	輸入申告変更控(沖縄特免制度)情報	SAD405	輸入申告番号	701	輸入申告変更控(沖縄特免制度)情報	SAD405	輸入申告番号
706	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(沖縄特免制度)情報	SAD406	輸入申告番号	702	輸入許可前貨物引取承認申請変更控(沖縄特免制度)情報	SAD406	輸入申告番号
707	石油製品等移出輸入申告控(A)情報	SAD450	移出輸入申告番号	703	石油製品等移出輸入申告控(A)情報	SAD450	移出輸入申告番号
708	石油製品等移出輸入申告控(B)情報	SAD451	移出輸入申告番号	704	石油製品等移出輸入申告控(B)情報	SAD451	移出輸入申告番号
709	石油製品等総保出輸入申告控(A)情報	SAD452	移出輸入申告番号	705	石油製品等総保出輸入申告控(A)情報	SAD452	移出輸入申告番号
710	石油製品等総保出輸入申告控(B)情報	SAD453	移出輸入申告番号	706	石油製品等総保出輸入申告控(B)情報	SAD453	移出輸入申告番号
711	石油製品等移出輸入申告変更控(A)情報	SAD454	移出輸入申告番号	707	石油製品等移出輸入申告変更控(A)情報	SAD454	移出輸入申告番号
712	石油製品等移出輸入申告変更控(B)情報	SAD455	移出輸入申告番号	708	石油製品等移出輸入申告変更控(B)情報	SAD455	移出輸入申告番号
713	石油製品等総保出輸入申告変更控(A)情報	SAD456	移出輸入申告番号	709	石油製品等総保出輸入申告変更控(A)情報	SAD456	移出輸入申告番号
714	石油製品等総保出輸入申告変更控(B)情報	SAD457	移出輸入申告番号	710	石油製品等総保出輸入申告変更控(B)情報	SAD457	移出輸入申告番号
715	修正申告控情報	SAD471	修正申告番号	711	修正申告控情報	SAD471	修正申告番号
716	関税等更正請求控情報	SAD476	更正請求番号	712	関税等更正請求控情報	SAD476	更正請求番号
717	石油石炭税納税申告控情報	SAD643	石油石炭税納税申告番号	713	石油石炭税納税申告控情報	SAD643	石油石炭税納税申告番号
718	特例申告控(A)情報	SADBAC	申告等番号	714	特例申告控(A)情報	SADBAC	申告等番号
719	特例申告控(B)情報	SADBBC	申告等番号	715	特例申告控(B)情報	SADBBC	申告等番号
720	特例申告控(C)情報	SADBCC	申告等番号	716	特例申告控(C)情報	SADBCC	申告等番号
721	特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)控(B)情報	SADCBC	申告等番号	717	特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)控(B)情報	SADCBC	申告等番号
722	特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)控(C)情報	SADCCC	申告等番号	718	特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)控(C)情報	SADCCC	申告等番号
723	一括特例申告控情報	SADDCC	一括特例申告番号	719	一括特例申告控情報	SADDCC	一括特例申告番号
724	特例申告期限内訂正控(A)情報	SADFAC	申告等番号	720	特例申告期限内訂正控(A)情報	SADFAC	申告等番号
725	特例申告期限内訂正控(B)情報	SADFBC	申告等番号	721	特例申告期限内訂正控(B)情報	SADFBC	申告等番号
726	特例申告期限内訂正控(C)情報	SADFCC	申告等番号	722	特例申告期限内訂正控(C)情報	SADFCC	申告等番号
727	積戻し申告控情報(大額/簡易)	SAE1AD	申告等番号	723	積戻し申告控情報(大額/簡易)	SAE1AD	申告等番号
728	積戻し申告変更控情報(大額/簡易)	SAE1AE	申告等番号	724	積戻し申告変更控情報(大額/簡易)	SAE1AE	申告等番号

改 正 後				改 正 前			
729	積戻し申告控情報 (少額/簡易)	SAE1BD	申告等番号	725	積戻し申告控情報 (少額/簡易)	SAE1BD	申告等番号
730	積戻し申告変更控情報 (少額/簡易)	SAE1BE	申告等番号	726	積戻し申告変更控情報 (少額/簡易)	SAE1BE	申告等番号
731	別送品輸出申告控情報 (簡易)	SAE1KD	別送品輸出申告番号	727	別送品輸出申告控情報 (簡易)	SAE1KD	別送品輸出申告番号
732	別送品輸出申告変更控情報 (簡易)	SAE1KE	別送品輸出申告番号	728	別送品輸出申告変更控情報 (簡易)	SAE1KE	別送品輸出申告番号
733	輸出申告控情報 (大額/簡易)	SAE1LD	申告等番号	729	輸出申告控情報 (大額/簡易)	SAE1LD	申告等番号
734	輸出申告変更控情報 (大額/簡易)	SAE1LE	申告等番号	730	輸出申告変更控情報 (大額/簡易)	SAE1LE	申告等番号
735	輸出申告控情報 (少額/簡易)	SAE1SD	申告等番号	731	輸出申告控情報 (少額/簡易)	SAE1SD	申告等番号
736	輸出申告変更控情報 (少額/簡易)	SAE1SE	申告等番号	732	輸出申告変更控情報 (少額/簡易)	SAE1SE	申告等番号
737	積戻し申告控情報 (大額/書類)	SAE2AD	申告等番号	733	積戻し申告控情報 (大額/書類)	SAE2AD	申告等番号
738	積戻し申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2AE	申告等番号	734	積戻し申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2AE	申告等番号
739	積戻し申告控情報 (少額/書類)	SAE2BD	申告等番号	735	積戻し申告控情報 (少額/書類)	SAE2BD	申告等番号
740	積戻し申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2BE	申告等番号	736	積戻し申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2BE	申告等番号
741	特定輸出申告控 (大額/書類)	SAE2ED	申告等番号	737	特定輸出申告控 (大額/書類)	SAE2ED	申告等番号
742	特定輸出申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2EE	申告等番号	738	特定輸出申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2EE	申告等番号
743	特定輸出申告控 (少額/書類)	SAE2FD	申告等番号	739	特定輸出申告控 (少額/書類)	SAE2FD	申告等番号
744	特定輸出申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2FE	申告等番号	740	特定輸出申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2FE	申告等番号
745	展示等積戻し申告控 (大額/書類)	SAE2GD	申告等番号	741	展示等積戻し申告控 (大額/書類)	SAE2GD	申告等番号
746	展示等積戻し申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2GE	申告等番号	742	展示等積戻し申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2GE	申告等番号
747	展示等積戻し申告控 (少額/書類)	SAE2HD	申告等番号	743	展示等積戻し申告控 (少額/書類)	SAE2HD	申告等番号
748	展示等積戻し申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2HE	申告等番号	744	展示等積戻し申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2HE	申告等番号
749	別送品輸出申告控情報 (書類)	SAE2KD	別送品輸出申告番号	745	別送品輸出申告控情報 (書類)	SAE2KD	別送品輸出申告番号
750	別送品輸出申告変更控情報 (書類)	SAE2KE	別送品輸出申告番号	746	別送品輸出申告変更控情報 (書類)	SAE2KE	別送品輸出申告番号
751	輸出申告控情報 (大額/書類)	SAE2LD	申告等番号	747	輸出申告控情報 (大額/書類)	SAE2LD	申告等番号
752	輸出申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2LE	申告等番号	748	輸出申告変更控情報 (大額/書類)	SAE2LE	申告等番号
753	輸出申告控情報 (少額/書類)	SAE2SD	申告等番号	749	輸出申告控情報 (少額/書類)	SAE2SD	申告等番号
754	輸出申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2SE	申告等番号	750	輸出申告変更控情報 (少額/書類)	SAE2SE	申告等番号
755	積戻し申告控情報 (大額/検査)	SAE3AD	申告等番号	751	積戻し申告控情報 (大額/検査)	SAE3AD	申告等番号
756	積戻し申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3AE	申告等番号	752	積戻し申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3AE	申告等番号
757	積戻し申告控情報 (少額/検査)	SAE3BD	申告等番号	753	積戻し申告控情報 (少額/検査)	SAE3BD	申告等番号
758	積戻し申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3BE	申告等番号	754	積戻し申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3BE	申告等番号
759	特定輸出申告控 (大額/検査)	SAE3ED	申告等番号	755	特定輸出申告控 (大額/検査)	SAE3ED	申告等番号
760	特定輸出申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3EE	申告等番号	756	特定輸出申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3EE	申告等番号
761	特定輸出申告控 (少額/検査)	SAE3FD	申告等番号	757	特定輸出申告控 (少額/検査)	SAE3FD	申告等番号
762	特定輸出申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3FE	申告等番号	758	特定輸出申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3FE	申告等番号
763	展示等積戻し申告控 (大額/検査)	SAE3GD	申告等番号	759	展示等積戻し申告控 (大額/検査)	SAE3GD	申告等番号
764	展示等積戻し申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3GE	申告等番号	760	展示等積戻し申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3GE	申告等番号
765	展示等積戻し申告控 (少額/検査)	SAE3HD	申告等番号	761	展示等積戻し申告控 (少額/検査)	SAE3HD	申告等番号
766	展示等積戻し申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3HE	申告等番号	762	展示等積戻し申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3HE	申告等番号
767	別送品輸出申告控情報 (検査)	SAE3KD	別送品輸出申告番号	763	別送品輸出申告控情報 (検査)	SAE3KD	別送品輸出申告番号
768	別送品輸出申告変更控情報 (検査)	SAE3KE	別送品輸出申告番号	764	別送品輸出申告変更控情報 (検査)	SAE3KE	別送品輸出申告番号
769	輸出申告控情報 (大額/検査)	SAE3LD	申告等番号	765	輸出申告控情報 (大額/検査)	SAE3LD	申告等番号
770	輸出申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3LE	申告等番号	766	輸出申告変更控情報 (大額/検査)	SAE3LE	申告等番号
771	輸出申告控情報 (少額/検査)	SAE3SD	申告等番号	767	輸出申告控情報 (少額/検査)	SAE3SD	申告等番号

改 正 後				改 正 前			
772	輸出申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3SE	申告等番号	768	輸出申告変更控情報 (少額/検査)	SAE3SE	申告等番号
773	輸出許可内容変更申請控情報	SAE439	申告等番号	769	輸出許可内容変更申請控情報	SAE439	申告等番号
774	積戻し許可内容変更申請控情報	SAE440	申告等番号	770	積戻し許可内容変更申請控情報	SAE440	申告等番号
775	特定輸出許可内容変更申請控情報	SAE441	申告等番号	771	特定輸出許可内容変更申請控情報	SAE441	申告等番号
776	展示等積戻し許可内容変更申請控情報	SAE442	申告等番号	772	展示等積戻し許可内容変更申請控情報	SAE442	申告等番号
777	別送品輸出許可内容変更申請控情報	SAE460	別送品輸出申告番号	773	別送品輸出許可内容変更申請控情報	SAE460	別送品輸出申告番号
778	輸出搬入時状況通知情報	SAE503	申告等番号	774	輸出搬入時状況通知情報	SAE503	申告等番号
779	輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報 (大額)	SAE531	申告番号・申請番号	775	輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報 (大額)	SAE531	申告番号・申請番号
780	輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報 (少額)	SAE532	申告番号・申請番号	776	輸出取止め再輸入申告控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請控情報 (少額)	SAE532	申告番号・申請番号
781	輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報 (大額)	SAE540	申告番号・申請番号	777	輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報 (大額)	SAE540	申告番号・申請番号
782	輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報 (少額)	SAE541	申告番号・申請番号	778	輸出取止め再輸入申告変更控・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更控情報 (少額)	SAE541	申告番号・申請番号
783	口座引落予定額等通知情報	SAF004	申告等番号	779	口座引落予定額等通知情報	SAF004	申告等番号
784	口座引落予定額等通知情報 (特例申告・石油石炭税納税申告)	SAF005	申告等番号	780	口座引落予定額等通知情報 (特例申告・石油石炭税納税申告)	SAF005	申告等番号
785	貨物取扱許可申請控情報	SAL007	貨物取扱許可申請番号	781	貨物取扱許可申請控情報	SAL007	貨物取扱許可申請番号
786	見本持出許可申請控情報	SAL014	見本持出許可申請番号	782	見本持出許可申請控情報	SAL014	見本持出許可申請番号
787	他所蔵置許可申請控情報	SAL056	他所蔵置許可申請番号	783	他所蔵置許可申請控情報	SAL056	他所蔵置許可申請番号
788	他所蔵置許可期間延長申請控情報	SAL057	他所蔵置許可申請番号	784	他所蔵置許可期間延長申請控情報	SAL057	他所蔵置許可申請番号
789	本船・ふ中扱い承認申請控情報	SAL076	本船・ふ中扱い承認申請番号	785	本船・ふ中扱い承認申請控情報	SAL076	本船・ふ中扱い承認申請番号
790	本船・ふ中扱い承認申請変更控情報	SAL078	本船・ふ中扱い承認申請番号	786	本船・ふ中扱い承認申請変更控情報	SAL078	本船・ふ中扱い承認申請番号
791	本船・ふ中扱い承認内容変更控情報	SAL079	本船・ふ中扱い承認申請番号	787	本船・ふ中扱い承認内容変更控情報	SAL079	本船・ふ中扱い承認申請番号
792	指定地外貨物検査許可申請控情報	SAL083	指定地外貨物検査許可申請番号	788	指定地外貨物検査許可申請控情報	SAL083	指定地外貨物検査許可申請番号
793	インボイス・パッキングリスト情報控	SAL109	電子インボイス受付番号	789	インボイス・パッキングリスト情報控	SAL109	電子インボイス受付番号
794	包括保税運送申告控情報	SAS032	包括保税運送申告番号	790	包括保税運送申告控情報	SAS032	包括保税運送申告番号
795	保税運送申告控情報 (1欄用)	SAS035	保税運送申告番号	791	保税運送申告控情報 (1欄用)	SAS035	保税運送申告番号
796	保税運送申告控情報 (複数欄用)	SAS036	保税運送申告番号	792	保税運送申告控情報 (複数欄用)	SAS036	保税運送申告番号
797	個別運送受付情報 (1欄用)	SAS043	個別運送管理番号	793	個別運送受付情報 (1欄用)	SAS043	個別運送管理番号
798	個別運送受付情報 (複数欄用)	SAS044	個別運送管理番号	794	個別運送受付情報 (複数欄用)	SAS044	個別運送管理番号
799	保税運送承認訂正・取消控情報 (1欄用)	SAS047	保税運送申告番号	795	保税運送承認訂正・取消控情報 (1欄用)	SAS047	保税運送申告番号
800	保税運送承認訂正・取消控情報 (複数欄用)	SAS048	保税運送申告番号	796	保税運送承認訂正・取消控情報 (複数欄用)	SAS048	保税運送申告番号
801	個別運送訂正受付情報 (1欄用)	SAS049	個別運送管理番号	797	個別運送訂正受付情報 (1欄用)	SAS049	個別運送管理番号
802	個別運送訂正受付情報 (複数欄用)	SAS050	個別運送管理番号	798	個別運送訂正受付情報 (複数欄用)	SAS050	個別運送管理番号
803	運送期間延長申請控情報 (1欄用)	SAS054	保税運送申告番号	799	運送期間延長申請控情報 (1欄用)	SAS054	保税運送申告番号
804	運送期間延長申請控情報 (複数欄用)	SAS055	保税運送申告番号	800	運送期間延長申請控情報 (複数欄用)	SAS055	保税運送申告番号
805	特定保税運送受付情報 (1欄用)	SAS098	特定保税運送番号	801	特定保税運送受付情報 (1欄用)	SAS098	特定保税運送番号
806	特定保税運送受付情報 (複数欄用)	SAS099	特定保税運送番号	802	特定保税運送受付情報 (複数欄用)	SAS099	特定保税運送番号

改正後				改正前																																																																																																																																			
807	特定保税運送訂正受付情報 (1欄用)	SAS100	特定保税運送番号	803	特定保税運送訂正受付情報 (1欄用)	SAS100	特定保税運送番号																																																																																																																																
808	特定保税運送訂正受付情報 (複数欄用)	SAS101	特定保税運送番号	804	特定保税運送訂正受付情報 (複数欄用)	SAS101	特定保税運送番号																																																																																																																																
809	船卸許可申請控情報	SAS121	船卸許可申請番号	805	船卸許可申請控情報	SAS121	船卸許可申請番号																																																																																																																																
810	船積確認通知情報	SAT047	申告等番号	806	船積確認通知情報	SAT047	申告等番号																																																																																																																																
811	搭載確認通知情報 (輸出申告)	SAT501	申告等番号	807	搭載確認通知情報 (輸出申告)	SAT501	申告等番号																																																																																																																																
812	搭載確認通知情報 (積戻し申告)	SAT502	申告等番号	808	搭載確認通知情報 (積戻し申告)	SAT502	申告等番号																																																																																																																																
<p>(※) 本表における出力情報の再出力の際は、固有情報2及び固有情報3の入力は要しない。</p> <p>第2章 共通事項</p> <p>第1節 時間外執務要請届</p> <p>システムを使用して時間外執務要請届を提出する場合の取扱いは、この節の定めるところによる。</p> <p>なお、「卸コンテナ情報登録 (提出)」業務 (業務コード: DCL02) 等の業務に併せて時間外執務要請届を提出する場合は除く。</p> <p>1 届出の対象業務</p> <p>時間外執務要請届の対象業務は、次のとおりである。</p> <p>なお、次の業務に対して税関が行う審査終了業務等についても届出の対象となる (届出種別コード「E」及び「F」は除く。) ので、留意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務コード</th> <th rowspan="2">業務名称</th> <th colspan="2">海空識別</th> <th colspan="7">届出種別</th> </tr> <tr> <th>海上</th> <th>航空</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ROW</td> <td>リアルタイム口座引落とし依頼</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MTC</td> <td>自動車通関証明書交付申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 届出種別</p> <p>本業務を利用し輸出入申告等を行った場合、入力した届出種別コードに応じて次のとおり処理される。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 「届出種別」欄に「G」を入力した場合</p> <p><u>自動車通関証明書交付申請に係る審査が行われる。</u></p> <p>(3) 登録の方法</p> <p>「時間外執務要請届」業務 (業務コード: OSA) を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] 届出種別コード (「届出種別*」欄)</p> <p>次の区分に応じたコードを必須入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別送品 (24時間提出可能)</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>収納</td> <td>G</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2] から [11] まで (省略)</p> <p>(4) 及び (5) (省略)</p> <p>2 から 5 まで (省略)</p> <p>第2節から第11節まで (省略)</p> <p>第12節 当初申告情報呼出し依頼関係手続</p> <p>税関手続関連 (海上編又は航空編) - 通関関係手続 - 第1章第1節 (輸入申告手続) のうち、システムに保存された当初申告情報を利用した蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、蔵出輸入 (引取・特例) 申告、再蔵入承認申請、再移入承認申請並びに再総保入承認申請 (以下この節において「蔵出輸入申告等」という。)、修正申告又は関税等更正請求を行う場合に利用する当初申告情報等の呼出し依頼の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 当初輸入申告情報呼出し (修正申告)</p> <p>修正申告を行うために、システムに保存された当初の輸入申告、輸入マニフェスト通関申告、海上簡易輸入申告、特例申告 (期限内特例申告の訂正を含む。)、蔵出輸入申告、蔵出輸入 (引取・特例) 申告、移</p>				業務コード	業務名称	海空識別		届出種別							海上	航空	A	B	C	D	E	F	G		(省略)											ROW	リアルタイム口座引落とし依頼	○	○	○				○				MTC	自動車通関証明書交付申請	○	○								○	区分	コード	(省略)		別送品 (24時間提出可能)	F	収納	G	<p>(※) 本表における出力情報の再出力の際は、固有情報2及び固有情報3の入力は要しない。</p> <p>第2章 共通事項</p> <p>第1節 時間外執務要請届</p> <p>システムを使用して時間外執務要請届を提出する場合の取扱いは、この節の定めるところによる。</p> <p>なお、「卸コンテナ情報登録 (提出)」業務 (業務コード: DCL02) 等の業務に併せて時間外執務要請届を提出する場合は除く。</p> <p>1 届出の対象業務</p> <p>時間外執務要請届の対象業務は、次のとおりである。</p> <p>なお、次の業務に対して税関が行う審査終了業務等についても届出の対象となる (届出種別コード「E」及び「F」は除く。) ので、留意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務コード</th> <th rowspan="2">業務名称</th> <th colspan="2">海空識別</th> <th colspan="7">届出種別</th> </tr> <tr> <th>海上</th> <th>航空</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>(新規)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ROW</td> <td>リアルタイム口座引落とし依頼</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 届出種別</p> <p>本業務を利用し輸出入申告等を行った場合、入力した届出種別コードに応じて次のとおり処理される。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 登録の方法</p> <p>「時間外執務要請届」業務 (業務コード: OSA) を利用して、次の事項を入力し送信する。</p> <p>[1] 届出種別コード (「届出種別*」欄)</p> <p>次の区分に応じたコードを必須入力する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別送品 (24時間提出可能)</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[2] から [11] まで (同左)</p> <p>(4) 及び (5) (同左)</p> <p>2 から 5 まで (同左)</p> <p>第2節から第11節まで (同左)</p> <p>第12節 当初申告情報呼出し依頼関係手続</p> <p>税関手続関連 (海上編又は航空編) - 通関関係手続 - 第1章第1節 (輸入申告手続) のうち、システムに保存された当初申告情報を利用した蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、蔵出輸入 (引取・特例) 申告、再蔵入承認申請、再移入承認申請並びに再総保入承認申請 (以下この節において「蔵出輸入申告等」という。)、修正申告又は関税等更正請求を行う場合に利用する当初申告情報等の呼出し依頼の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 当初輸入申告情報呼出し (修正申告)</p> <p>修正申告を行うために、システムに保存された当初の輸入申告、輸入マニフェスト通関申告、海上簡易輸入申告、特例申告 (期限内特例申告の訂正を含む。)、蔵出輸入申告、蔵出輸入 (引取・特例) 申告、移</p>				業務コード	業務名称	海空識別		届出種別							海上	航空	A	B	C	D	E	F	(新規)		(同左)											ROW	リアルタイム口座引落とし依頼	○	○	○				○															(新規)	区分	コード	(同左)		別送品 (24時間提出可能)	F		(新規)
業務コード	業務名称	海空識別				届出種別																																																																																																																																	
		海上	航空	A	B	C	D	E	F	G																																																																																																																													
	(省略)																																																																																																																																						
ROW	リアルタイム口座引落とし依頼	○	○	○				○																																																																																																																															
MTC	自動車通関証明書交付申請	○	○								○																																																																																																																												
区分	コード																																																																																																																																						
(省略)																																																																																																																																							
別送品 (24時間提出可能)	F																																																																																																																																						
収納	G																																																																																																																																						
業務コード	業務名称	海空識別		届出種別																																																																																																																																			
		海上	航空	A	B	C	D	E	F	(新規)																																																																																																																													
	(同左)																																																																																																																																						
ROW	リアルタイム口座引落とし依頼	○	○	○				○																																																																																																																															
											(新規)																																																																																																																												
区分	コード																																																																																																																																						
(同左)																																																																																																																																							
別送品 (24時間提出可能)	F																																																																																																																																						
	(新規)																																																																																																																																						

改 正 後	改 正 前
<p>出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告」業務（業務コード：MWC）による申告を除く。）又は総保出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告」業務（業務コード：MWC）による申告を除く。）（以下この節において「輸入申告等」という。）に係る申告情報の呼出しを依頼する場合は、次による。</p> <p>なお、呼び出した申告情報は、「修正申告事項呼出し」業務（業務コード：AMB）において利用することができる。</p> <p>また、修正申告の情報又は一括特例申告の情報を呼び出すことはできないので留意すること。</p> <p>(1) 当初輸入申告情報呼出し（修正申告）依頼の登録 「当初輸入申告情報呼出し（修正申告）」業務（業務コード：DLIO2）を利用して、次の事項を入力し送信する。 [1] から [5] まで （省略） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。 [7] 及び [8] （省略）</p> <p>(2) から (4) まで （省略）</p> <p>(5) 当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等 システムに登録済みの当初輸入申告情報呼出し依頼を変更又は削除する場合は、「当初輸入申告情報呼出し（修正申告）」業務（業務コード：DLIO2）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等については、当初輸入申告情報呼出し処理が終了するまでの間、行うことができる。 [1] から [5] まで （省略） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。 また、「処理区分コード*」欄に「3」（呼出し）又は「1」（削除）を入力した場合は、入力を要しない。 [7] 及び [8] （省略）</p> <p>3 当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求） 関税等更正請求を行うために、システムに保存された当初の輸入申告等に係る申告情報の呼出しを依頼する場合は、次による。 なお、呼び出した情報は、「関税等更正請求事項呼出し」業務（業務コード：KKB）において利用することができる。</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>① 呼び出すことができるのは、当初輸入申告等をした者に限る。 ② 更正の情報又は一括特例申告の情報を呼び出すことはできない。</p> <p>(1) 当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）依頼の登録 「当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）」業務（業務コード：DLIO3）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、当初輸入申告情報呼出し依頼を登録する。 [1] から [5] まで （省略） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) から (4) まで （省略）</p> <p>(5) 当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等 システムに登録済みの当初輸入申告情報呼出し依頼を変更又は削除する場合は、「当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）」業務（業務コード：DLIO3）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等については、当初輸入申告情報呼出し処理が終了するまでの間、行うことができる。 [1] から [5] まで （省略）</p>	<p>出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告」業務（業務コード：MWC）による申告を除く。）又は総保出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告」業務（業務コード：MWC）による申告を除く。）（以下この節において「輸入申告等」という。）に係る申告情報の呼出しを依頼する場合は、次による。</p> <p>なお、呼び出した申告情報は、「修正申告事項呼出し」業務（業務コード：AMB）において利用することができる。</p> <p>また、修正申告の情報又は一括特例申告の情報を呼び出すことはできないので留意すること。</p> <p>(1) 当初輸入申告情報呼出し（修正申告）依頼の登録 「当初輸入申告情報呼出し（修正申告）」業務（業務コード：DLIO2）を利用して、次の事項を入力し送信する。 [1] から [5] まで （同左） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可承認等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。 [7] 及び [8] （同左）</p> <p>(2) から (4) まで （同左）</p> <p>(5) 当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等 システムに登録済みの当初輸入申告情報呼出し依頼を変更又は削除する場合は、「当初輸入申告情報呼出し（修正申告）」業務（業務コード：DLIO2）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等については、当初輸入申告情報呼出し処理が終了するまでの間、行うことができる。 [1] から [5] まで （同左） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可承認等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。 また、「処理区分コード*」欄に「3」（呼出し）又は「1」（削除）を入力した場合は、入力を要しない。 [7] 及び [8] （同左）</p> <p>3 当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求） 関税等更正請求を行うために、システムに保存された当初の輸入申告等に係る申告情報の呼出しを依頼する場合は、次による。 なお、呼び出した情報は、「関税等更正請求事項呼出し」業務（業務コード：KKB）において利用することができる。</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>① 呼び出すことができるのは、当初輸入申告等をした者に限る。 ② 更正の情報又は一括特例申告の情報を呼び出すことはできない。</p> <p>(1) 当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）依頼の登録 「当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）」業務（業務コード：DLIO3）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、当初輸入申告情報呼出し依頼を登録する。 [1] から [5] まで （同左） [6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄） 当初輸入申告等の許可承認等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) から (4) まで （同左）</p> <p>(5) 当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等 システムに登録済みの当初輸入申告情報呼出し依頼を変更又は削除する場合は、「当初輸入申告情報呼出し（関税等更正請求）」業務（業務コード：DLIO3）を利用して、次の事項を入力し送信する。 なお、当初輸入申告情報呼出し依頼の変更等については、当初輸入申告情報呼出し処理が終了するまでの間、行うことができる。 [1] から [5] まで （同左）</p>

改正後

改正前

[6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄）
 当初輸入申告等の許可等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。
 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。
 また、「処理区分コード*」欄に「3」（呼出し）又は「1」（削除）を入力した場合は、入力を要しない。

第13節から第15節まで（省略）

第16節 通関関係書類の電子ファイルによる提出

システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C第5021号、第5022号又は第5023号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。

（輸入関係手続）（省略）

（輸出関係手続）（省略）

1から3まで（省略）

第17節から第25節まで（省略）

第26節 包括評価申告関係手続

システムを使用して関税法施行令第4条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第3項の規定に基づく包括評価申告書（I・II）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

また、包括評価申告の審査終了を受けた者は、税関手続関連（海上編）-通関関係手続-第1章第1節（輸入申告手続）又は税関手続関連（航空編）-通関関係手続-第1章第1節（輸入申告手続）により手続を行うものとする。

【包括評価申告関係手続の流れ】（省略）

1 包括評価申告の手続

(1) 包括評価申告情報の登録

「包括評価申告事項登録」業務（業務コード：HOA）を利用し、次の事項を入力し送信することにより、包括評価申告情報を登録する。このとき、「処理種別」項目が申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）の場合は「包括評価申告呼出し」業務（業務コード：HOB）により、情報を呼出して登録する。

なお、一つの包括評価申告（同一の包括評価申告受理番号）に対して、「処理種別」項目が「U：審査後変更」で包括評価申告情報を登録した場合、税関における「包括評価申告審査終了」業務（業務コード：CHO）で審査終了の登録ができる回数に上限（最大8回）が設けられているため、「変更届」及び「一部変更届」は合わせて最大8回（適用年月日（開始）が登録されていない又は変更されない場合を除く）まで税関により審査終了の登録が可能となる。

※ 最大回数に達した場合は、旧包括評価申告受理番号の申告内容を引用して、新規の包括評価申告をすることが可能。また、あらかじめ税関（評価担当部門）と調整した上で、過去の変更回数に合わせて適用期間を区切って包括評価申告をすることも可能。

処理種別の内容は以下の通りである。

処理種別	処理内容
	(省略)

[6] 当初許可等年月日（「当初許可等年月日」欄）
 当初輸入申告等の許可承認等年月日を西暦（8桁）で必須入力する。
 ただし、特例申告の場合は、当初特例申告受理日を西暦（8桁）で入力する。
 また、「処理区分コード*」欄に「3」（呼出し）又は「1」（削除）を入力した場合は、入力を要しない。

第13節から第15節まで（同左）

第16節 通関関係書類の電子ファイルによる提出

システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式C第5021号、第5022号又は第5023号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。

（輸入関係手続）（同左）

（輸出関係手続）（同左）

1から3まで（同左）

第17節から第25節まで（同左）

第26節 包括評価申告関係手続

システムを使用して関税法施行令第4条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第3項の規定に基づく包括評価申告書（I・II）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

また、包括評価申告の審査終了を受けた者は、税関手続関連（海上編）-通関関係手続-第1章第1節（輸入申告手続）又は税関手続関連（航空編）-通関関係手続-第1章第1節（輸入申告手続）により手続を行うものとする。

【包括評価申告関係手続の流れ】（同左）

1 包括評価申告の手続

(1) 包括評価申告情報の登録

「包括評価申告事項登録」業務（業務コード：HOA）を利用し、次の事項を入力し送信することにより、包括評価申告情報を登録する。このとき、「処理種別」項目が申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）の場合は「包括評価申告呼出し」業務（業務コード：HOB）により、情報を呼出して登録する。

なお、一つの包括評価申告（同一の包括評価申告受理番号）に対して、「処理種別」項目が「U：審査後変更」で包括評価申告情報を登録した場合、税関における「包括評価申告審査終了」業務（業務コード：CHO）で審査終了の登録ができる回数に上限（最大8回）が設けられているため、「変更届」及び「一部変更届」は合わせて最大8回（適用年月日（開始）が登録されていない又は変更されない場合を除く）まで税関により審査終了の登録が可能となる。

※ 最大回数に達した場合は、旧包括評価申告受理番号の申告内容を引用して、新規の包括評価申告をすることが可能。また、あらかじめ税関（評価担当部門）と調整した上で、過去の変更回数に合わせて適用期間を区切って包括評価申告をすることも可能。

処理種別の内容は以下の通りである。

処理種別	処理内容
	(同左)

改正後											改正前												
項番	項目名	内容	条件								新規申告 (引用登録)	項番	項目名	内容	条件								新規申告 (引用登録)
			申告書 (I)				申告書 (II)								申告書 (I)				申告書 (II)				
			新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告 (引用登録)	新規申告	申告変更	審査後変更					撤回	新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告 (引用登録)	新規申告	申告変更	
(省略)											(同左)												
65	特殊関係の内容	特殊関係にある場合、その内容を入力する。	○	○	○		○					65	特殊関係の内容	特殊関係にある場合、その内容を入力する。	○	○	○		○	○	○		○
(省略)											(同左)												
(*1) 及び (*2) (省略) (例) (省略) (2) から (5) まで (省略) 2 及び 3 (省略) 第 27 節 及び 第 28 節 (省略) 第 29 節 自動車通関証明書交付申請関係手続 関税法第 102 条第 1 項 (証明書類の交付及び統計の閲覧等) の規定により、輸入自動車等に係る通関証明書 (以下、「自動車通関証明書」という。) の交付を受けようとする者が、システムを使用して証明書交付申請手続を行う場合は、この節の定めるところによる。 なお、当該申請手続では、関税法第 102 条の 2 第 4 項の規定による救済品等についての証明手数料免除申請を併せて行うことができる。 【自動車通関証明書交付申請の流れ】 (省略) 1 申請事項の登録 (1) (省略) (2) 出力情報 前記 (1) (申請事項の登録) により申請事項がシステムに登録された場合は、申請者に「自動車通関証明書交付申請入力控情報」(出力情報コード: <u>CAD1121</u>) が配信される。 2 (省略) 3 申請 (1) 申請の登録 前記 1 (1) (申請事項の登録) により申請事項を登録した申請者は、当該登録 (前記 2 (1) (訂正の手続) により訂正した場合は、当該訂正登録) による応答画面の出力内容又は前記 1 (2) (出力情報) で配信された情報を利用して、申請の内容を次によりシステムに登録する。 イ 「自動車通関証明書交付申請」業務 (業務コード: MTC) を利用する方法 「自動車通関証明書交付申請」業務 (業務コード: MTC) を利用して、次の事項を入力し送信する。											(*1) 及び (*2) (同左) (例) (同左) (2) から (5) まで (同左) 2 及び 3 (同左) 第 27 節 及び 第 28 節 (同左) 第 29 節 自動車通関証明書交付申請関係手続 関税法第 102 条第 1 項 (証明書類の交付及び統計の閲覧等) の規定により、輸入自動車等に係る通関証明書 (以下、「自動車通関証明書」という。) の交付を受けようとする者が、システムを使用して証明書交付申請手続を行う場合は、この節の定めるところによる。 なお、当該申請手続では、関税法第 102 条の 2 第 4 項の規定による救済品等についての証明手数料免除申請を併せて行うことができる。 【自動車通関証明書交付申請の流れ】 (同左) 1 申請事項の登録 (1) (同左) (2) 出力情報 前記 (1) (申請事項の登録) により申請事項がシステムに登録された場合は、申請者に「自動車通関証明書交付申請入力控情報」(出力情報コード: <u>CAD1120</u>) が配信される。 2 (同左) 3 申請 (1) 申請の登録 申請者は、「自動車通関証明書交付申請」業務 (業務コード: MTC) を利用して、前記 1 (申請事項の登録) により払い出された証明書申請番号を入力し送信する。 ◎ 留意事項 税関の開庁時間外に申請を行う場合は、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」(税関様式 C 第 8000 号) に必要事項を記載して、税関 (受理部門) 窓口に提出を行うこと。 なお、当該届出は、あらかじめ税関 (受理部門) に連絡したうえで、税関手続関連 (共通編) 共通手続 - 第 2 章 第 2 節 (汎用申請関係手続) に定める「汎用申請」業務 (業務コード: HYS) の時間外執務要請届により行うこともできる。												
		項目名 (入力画面)	出力情報コード																				
		証明書申請番号 (「証明書申請番号*」欄)	証明書申請番号を必須入力する。																				
		申請条件 (「申請条件」欄)	(1) 開庁時申請の登録の場合は「K」を入力する。 (2) 開庁時申請の登録以外の場合は入力不要。																				

改正後

(イ) 開庁時申請の登録の場合（申請条件コード：「K」）

「申請条件」欄に「K」（開庁時申請）を入力し送信した場合は、登録後最初に到来する午前8時30分以降に自動車通関証明書交付申請がシステムにより自動的に起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む。）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

また、開庁時申請の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（収納業務に係る開庁時間）以外の時刻においてのみ可能である。したがって、申請先官署について、次に到来する午前8時30分までの間に開庁時間外となる時間がない場合は、開庁時申請を登録することはできない。

なお、自動車通関証明書交付申請がシステムにより自動起動する前に、前記2(1)（訂正の手続）による訂正を行った場合は、開庁時申請の旨が取り消されることから、改めて自動車通関証明書交付申請を行う。

(ロ) 開庁時申請の登録以外の場合

申請条件を入力することなく「自動車通関証明書交付申請」業務（業務コード：MTC）を実施することにより、直ちに自動車通関証明書交付申請を行うことになる。

なお、自動車通関証明書交付申請を申請先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。当該届出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）を参照すること（以下この節において同じ。）。

ロ 「自動車通関証明書交付申請事項登録」業務（業務コード：MTA）の応答画面を利用する方法

前記1(1)（申請事項の登録）（前記2(1)（訂正の手続）により訂正した場合は、当該訂正）により自動車通関証明書交付申請事項を登録した場合は、前記1(2)（出力情報）で配信された情報が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、送信する。

なお、必要に応じて申請条件コードを入力する。申請条件コードの入力については、前記イ（「自動車通関証明書交付申請」業務（業務コード：MTC）を利用する方法）に準ずる。）。

(2) 申請の受理及び通知

前記(1)（申請の登録）により、申請がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
自動車通関証明書交付申請控情報	CAD1171	なし	申請者
自動車通関証明書交付申請情報	CAD1161	なし	申請先税関 （受理部門）

その後、税関（受理部門）により審査終了がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
（省略）			
納付通知情報（印紙・現金）	CAD1190	次の全ての条件に該当する場合。 ①税関が審査終了をシステムに登録した場合。 ②印紙納付又は現金納付の場合。	申請者
差戻し通知書	CAD1201	税関が差戻しをシステムに登録した場合。	申請者
自動車通関証明書	CAD1211	救援品等についての証明手数料免除申請により交付手数料が発生しなかった場合。	申請者

(3) （省略）

4 申請後の訂正

(1) 訂正の手続

前記3(1)（申請の登録）による申請後、税関による審査終了がシステムに登録されるまでの間に、あらかじめ税関（受理部門）の了承を得たうえで申請内容を訂正する場合は、前記2(1)イ（呼出しによる方法）又はロ（呼出しによる方法）により申請事項を訂正（「登録区分*」欄に「T」（訂正）を入力する。）後、前記3(1)（申請の登録）により申請を行う。

なお、申請内容の不備等により、税関から申請の差戻し（申請者に「差戻し通知書」（出力情報コード：CAD1201）が配信される。）を受けたため、申請内容を訂正する場合も上記の方法による。

改正前

(2) 申請の受理及び通知

前記(1)（申請の登録）により、申請がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
自動車通関証明書交付申請控情報	CAD1170	なし	申請者
自動車通関証明書交付申請情報	CAD1160	なし	申請先税関 （受理部門）

その後、税関（受理部門）により審査終了がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
（同左）			
納付通知情報（印紙・現金）	CAD1190	次の全ての条件に該当する場合。 ①税関が審査終了をシステムに登録した場合。 ②印紙納付又は現金納付の場合。	申請者
差戻し通知書	CAD1200	税関が差戻しをシステムに登録した場合。	申請者
自動車通関証明書	CAD1210	救援品等についての証明手数料免除申請により交付手数料が発生しなかった場合。	申請者

(3) （同左）

4 申請後の訂正

(1) 訂正の手続

前記3(1)（申請の登録）による申請後、税関による審査終了がシステムに登録されるまでの間に、あらかじめ税関（受理部門）の了承を得たうえで申請内容を訂正する場合は、前記2(1)イ（呼出しによる方法）又はロ（呼出しによる方法）により申請事項を訂正（「登録区分*」欄に「T」（訂正）を入力する。）後、前記3(1)（申請の登録）により申請を行う。

なお、申請内容の不備等により、税関から申請の差戻し（申請者に「差戻し通知書」（出力情報コード：CAD1200）が配信される。）を受けたため、申請内容を訂正する場合も上記の方法による。

改正後	改正前
<p>◎ 留意事項 当該訂正は、同一自動車通関証明書申請に対して最大9回まで行うことができるが、9回を超える訂正については、後記9(2)(書面手続への移行)による。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 自動車通関証明書の交付 次のいずれかの条件を満たした場合は、申請者に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)が配信される。</p> <p>イ 交付手数料を収入印紙又は現金により納付する場合 前記5(1)(印紙納付の場合)ロ又は(3)(現金納付の場合)ロにより、収入印紙の提出又は現金の納付が行われた後、税関(受理部門)にて納付の確認がシステムに登録されたとき。 <u>なお、収入印紙の提出又は現金の納付を行う時刻が税関の開庁時間外であるときは、第2章第1節(時間外執務要請届)に規定する時間外執務要請届を提出する必要があるので留意すること。</u></p> <p>ロ 交付手数料を電子納付により納付する場合 前記5(2)(電子納付の場合)ロにより納付が行われたとき。 <u>なお、電子納付を行う時刻が税関の開庁時間外であるときは、第2章第1節(時間外執務要請届)に規定する時間外執務要請届を提出する必要があるので留意すること。当該時間外執務要請届の提出をしない場合は、電子納付後最初に到来する午前8時30分以降に電子納付に係る処理がシステムにより自動的に起動する(ただし、行政機関の休日である場合(休日に開庁している官署である場合を含む。))は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。)</u> <u>また、交付手数料を電子納付したにもかかわらず「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)が配信されない場合は、払込明細等の納付を証明する資料により、直ちに税関(受理部門)へ申し出ること。</u></p> <p>ハ 救援品等についての証明手数料免除申請により交付手数料が発生しなかった場合 前記5(2)(出力情報)により、税関にて審査終了がシステムに登録されたとき。</p> <p>7 交付後の訂正又は再交付 (1) 交付後の訂正又は再交付の手続 前記6(自動車通関証明書の交付)により交付を受けた自動車通関証明書(出力情報コード：CAD1211)について、内容の誤り又は紛失等の理由により、あらかじめ税関(受理部門)の了承を得たうえで訂正又は再交付の手続を行う場合は、後記(1)イ(呼出しによらない方法)又は(1)ロ(呼出しによる方法)による。 ただし、自動車通関証明書の備考欄について訂正が必要な場合は、税関(受理部門)にその旨を申し出たうえで、「NACCS登録情報変更申出」に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)を添付して税関(受理部門)に提出し、税関(受理部門)窓口にて訂正後の「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)を受領すること。 なお、「NACCS登録情報変更申出」については、この章第2節(汎用申請関係手続)に定める「汎用申請」業務(業務コード：HYS)により提出することもできる。</p> <p>◎ 留意事項 ①から③まで (省略)</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(2) 出力情報 前記(1)(交付後の訂正又は再交付の手続)による登録後、税関(受理部門)により審査終了がシステムに登録された場合は、申請者に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)が配信される。 なお、再交付の場合で交付手数料の納付が必要な場合は、前記6(自動車通関証明書の交付)イ、ロのとおり、税関にて納付の確認がシステムに登録されたとき、又は納付が行われたときに「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)が配信される。 ただし、自動車通関証明書の備考欄を訂正した場合は、税関側に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1211)が配信されるため、税関(受理部門)窓口にて交付を受けること。</p> <p>8 (省略)</p> <p>9 申請の撤回又は書面手続への移行</p>	<p>◎ 留意事項 当該訂正は、同一自動車通関証明書申請に対して最大9回まで行うことができるが、9回を超える訂正については、後記9(2)(書面手続への移行)による。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 自動車通関証明書の交付 次のいずれかの条件を満たした場合は、申請者に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)が配信される。</p> <p>イ 交付手数料を収入印紙又は現金により納付する場合は、前記5(1)(印紙納付の場合)ロ又は(3)(現金納付の場合)ロにより、収入印紙の提出又は現金の納付が行われた後、税関(受理部門)にて納付の確認がシステムに登録されたとき。</p> <p>ロ 交付手数料を電子納付により納付する場合は、前記5(2)(電子納付の場合)ロにより納付が行われたとき。<u>なお、交付手数料を電子納付したにもかかわらず「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)が配信されない場合は、払込明細等の納付を証明する資料により、直ちに税関(受理部門)へ申し出ること。</u></p> <p>ハ 救援品等についての証明手数料免除申請により交付手数料が発生しなかった場合は、前記5(2)(出力情報)により、税関にて審査終了がシステムに登録されたとき。</p> <p>7 交付後の訂正又は再交付 (1) 交付後の訂正又は再交付の手続 前記6(自動車通関証明書の交付)により交付を受けた自動車通関証明書(出力情報コード：CAD1210)について、内容の誤り又は紛失等の理由により、あらかじめ税関(受理部門)の了承を得たうえで訂正又は再交付の手続を行う場合は、後記(1)イ(呼出しによらない方法)又は(1)ロ(呼出しによる方法)による。 ただし、自動車通関証明書の備考欄について訂正が必要な場合は、税関(受理部門)にその旨を申し出たうえで、「NACCS登録情報変更申出」に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)を添付して税関(受理部門)に提出し、税関(受理部門)窓口にて訂正後の「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)を受領すること。 なお、「NACCS登録情報変更申出」については、この章第2節(汎用申請関係手続)に定める「汎用申請」業務(業務コード：HYS)により提出することもできる。</p> <p>◎ 留意事項 ①から③まで (同左)</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(2) 出力情報 前記(1)(交付後の訂正又は再交付の手続)による登録後、税関(受理部門)により審査終了がシステムに登録された場合は、申請者に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)が配信される。 なお、再交付の場合で交付手数料の納付が必要な場合は、前記6(自動車通関証明書の交付)イ、ロのとおり、税関にて納付の確認がシステムに登録されたとき、又は納付が行われたときに「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)が配信される。 ただし、自動車通関証明書の備考欄を訂正した場合は、税関側に「自動車通関証明書」(出力情報コード：CAD1210)が配信されるため、税関(受理部門)窓口にて交付を受けること。</p> <p>8 (同左)</p> <p>9 申請の撤回又は書面手続への移行</p>

改正後

改正前

(1) 申請の撤回手続

システムを使用した申請を撤回する場合、税関（受理部門）による審査終了までの間に、税関（受理部門）にその旨を申し出たうえで、「NACCS登録情報変更申出」を税関（受理部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」については、この章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる（後記（2）（書面手続への移行）で提出する場合も同様。）。

撤回が認められた場合は、税関（受理部門）により申請の差戻しがシステムに登録される（申請者に「差戻し通知書」（出力情報コード：[CAD1201](#)）が配信される。）。

(2) 書面手続への移行

システムを使用した申請について、次のいずれかの事由によりシステムによって処理することができない場合は、書面による手続に移行することとなる。

イからハまで（省略）

なお、書面による手続に移行する場合は、あらかじめ税関（受理部門）の了承を得たうえで、「NACCS登録情報変更申出」及び「証明書交付申請書」（税関様式C第8020号）に、自動車通関証明書の交付前であれば「自動車通関証明書交付申請控情報」（出力情報コード：[CAD1171](#)）を、交付後であれば「自動車通関証明書」（出力情報コード：[CAD1211](#)）を添付して、税関（受理部門）に提出すること。

第30節（省略）

第3章 納税関係手続

システムを使用して関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。

第1節 納税方法

システムを使用して輸入（納税）申告、特例申告（期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。）、修正申告又は石油石炭税納税申告（以下この節において「輸入（納税）申告等」という。）を行った貨物について、関税法第9条の4（納付の手続）、国税通則法第34条（納付の手続）、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条の2（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続）の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第2条（申告書の記載事項及び納付の手続）及び特別とん税法施行令第2条（とん税法施行令の準用）の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。

1（省略）

2 直納による納税

関税等の納付を直納により行う場合は次による。

(1)（省略）

(2) 出力情報の配信

イ（省略）

ロ 一括納付書情報等の配信

納付方法を直納として後記(イ)から(ハ)に掲げる申告を行う場合は、当該申告に係る関税等は一括納付対象となり、それぞれ併せて掲げる時点において、通関業者等に次の情報（以下この節において「一括納付書情報等」という。）が配信される。

なお、関税等の納期限は、一括納付書情報（出力情報コード：SBF7100（海上）又はABF7100（航空））の「延長後の納期限」欄に出力される。

出力情報	出力情報コード
一括納付書情報	(省略)
一括納付用明細データ	SBF7400（海上） ABF7400（航空）
一括納付用明細総括データ	CBF7500

※ 次の(イ)から(ハ)に掲げる申告を書面により行った場合、税関（収納担当部門）が徴収決定済額をシステムに登録することにより、一括納付対象となる。なお、一括納付書情報等の配信先はシステム参加の通関業者等であること。

(1) 申請の撤回手続

システムを使用した申請を撤回する場合、税関（受理部門）による審査終了までの間に、税関（受理部門）にその旨を申し出たうえで、「NACCS登録情報変更申出」を税関（受理部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」については、この章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる（後記（2）（書面手続への移行）で提出する場合も同様。）。

撤回が認められた場合は、税関（受理部門）により申請の差戻しがシステムに登録される（申請者に「差戻し通知書」（出力情報コード：[CAD1200](#)）が配信される。）。

(2) 書面手続への移行

システムを使用した申請について、次のいずれかの事由によりシステムによって処理することができない場合は、書面による手続に移行することとなる。

イからハまで（同左）

なお、書面による手続に移行する場合は、あらかじめ税関（受理部門）の了承を得たうえで、「NACCS登録情報変更申出」及び「証明書交付申請書」（税関様式C第8020号）に、自動車通関証明書の交付前であれば「自動車通関証明書交付申請控情報」（出力情報コード：[CAD1170](#)）を、交付後であれば「自動車通関証明書」（出力情報コード：[CAD1210](#)）を添付して、税関（受理部門）に提出すること。

第30節（同左）

第3章 納税関係手続

システムを使用して関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。

第1節 納税方法

システムを使用して輸入（納税）申告、特例申告（期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。）、修正申告又は石油石炭税納税申告（以下この節において「輸入（納税）申告等」という。）を行った貨物について、関税法第9条の4（納付の手続）、国税通則法第34条（納付の手続）、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条の2（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続）の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第2条（申告書の記載事項及び納付の手続）及び特別とん税法施行令第2条（とん税法施行令の準用）の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。

1（同左）

2 直納による納税

関税等の納付を直納により行う場合は次による。

(1)（同左）

(2) 出力情報の配信

イ（同左）

ロ 一括納付書情報等の配信

納付方法を直納として後記(イ)から(ハ)に掲げる申告を行う場合は、当該申告に係る関税等は一括納付対象となり、それぞれ併せて掲げる時点において、通関業者等に次の情報（以下この節において「一括納付書情報等」という。）が配信される。

なお、関税等の納期限は、一括納付書情報（出力情報コード：SBF7100（海上）又はABF7100（航空））の「延長後の納期限」欄に出力される。

出力情報	出力情報コード
一括納付書情報	(同左)
一括納付用明細データ	SBF7401（海上） ABF7401（航空）
一括納付用明細総括データ	CBF7501

※ 次の(イ)から(ハ)に掲げる申告を書面により行った場合、税関（収納担当部門）が徴収決定済額をシステムに登録することにより、一括納付対象となる。なお、一括納付書情報等の配信先はシステム参加の通関業者等であること。

改正後

改正前

- (イ)から(ハ)まで (省略)
 (3)及び(4) (省略)
 (参考) (省略)
 3 MPN利用による納税
 関税等の納付をMPN利用により行う場合は、次による。
 (1)から(3)まで (省略)
 (4) 出力情報の配信
 イ (省略)
 ロ 納付番号通知情報(一括)等の配信
 納付方法をMPN利用として前記2(2)ロ(一括納付書情報等の配信)の(イ)から(ハ)に掲げる申告を行う場合、当該申告に係る関税等は一括納付対象となり、それぞれ併せて掲げる時点において、通関業者等に次の情報(以下この節において「納付番号通知情報(一括)等」という。)が配信される。
 なお、関税等の納期限は、納付番号通知情報(一括)(出力情報コード:SBF7201(海上)又はABF7201(航空))の「納期限」欄に出力される。

出力情報	出力情報コード
納付番号通知情報(一括)	(省略)
一括納付用明細データ	<u>SBF7400(海上)</u> <u>ABF7400(航空)</u>
一括納付用明細総括データ	<u>CBF7500</u>

※ 前記2(2)ロ(一括納付書情報等の配信)の(イ)から(ハ)に掲げる申告を書面により行った場合、税関(収納担当部門)が徴収決定済額をシステムに登録することにより、一括納付対象となる。なお、一括納付書情報等の配信先はシステム参加の通関業者であること。

- (5) (省略)
 4 リアルタイム口座振替による納税
 関税等の納付をリアルタイム口座振替により行う場合は次による。
 (1)から(5)まで (省略)
 (6) リアルタイム口座振替の方法
 納付方法をリアルタイム口座振替として次に掲げる申告を行う場合は、それぞれ併せて掲げる時点において、システムが保有する納税者等の口座から関税等の金額について引落とし処理が行われる。
 なお、口座残高不足等の理由により引落とし処理が完了しなかった場合の処理については、後記(8)(口座残高不足の場合)を参照。
 イ 納税方式に即納を選択した申告の場合
 (イ) (省略)
 (ロ) 特例申告(特定日までに受理された場合)
 特例申告に係る関税等は一括納付対象となり、特定日の翌日、通関業者等に次の情報(以下この節において「一括納付用明細書情報等」という。)が配信されたのち、当該特例申告の納期限日に一括して引落とし処理が行われる。

出力情報	出力情報コード
一括納付用明細書情報	(省略)
一括納付用明細データ	<u>SBF7400(海上)</u> <u>ABF7400(航空)</u>
一括納付用明細総括データ	<u>CBF7500</u>

一括納付用明細書情報等は、税科目毎に海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、口座番号及び納期限が一致するものが集約される。

引落とし処理が行われると、通関業者等に「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」(出力情報コード:SAF5311(海上)又はAAF5311(航空))が配信される。

なお、口座残高不足等により引落としが完了しなかった場合においても「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」(出力情報コード:SAF5311(海上)又はAAF5311(航空))が配信されるため、処理結果については「処理結果識別」欄を確認すること。

(ハ)から(ア)まで (省略)

- (イ)から(ハ)まで (同左)
 (3)及び(4) (同左)
 (参考) (同左)
 3 MPN利用による納税
 関税等の納付をMPN利用により行う場合は、次による。
 (1)から(3)まで (同左)
 (4) 出力情報の配信
 イ (同左)
 ロ 納付番号通知情報(一括)等の配信
 納付方法をMPN利用として前記2(2)ロ(一括納付書情報等の配信)の(イ)から(ハ)に掲げる申告を行う場合、当該申告に係る関税等は一括納付対象となり、それぞれ併せて掲げる時点において、通関業者等に次の情報(以下この節において「納付番号通知情報(一括)等」という。)が配信される。
 なお、関税等の納期限は、納付番号通知情報(一括)(出力情報コード:SBF7201(海上)又はABF7201(航空))の「納期限」欄に出力される。

出力情報	出力情報コード
納付番号通知情報(一括)	(同左)
一括納付用明細データ	<u>SBF7401(海上)</u> <u>ABF7401(航空)</u>
一括納付用明細総括データ	<u>CBF7501</u>

※ 前記2(2)ロ(一括納付書情報等の配信)の(イ)から(ハ)に掲げる申告を書面により行った場合、税関(収納担当部門)が徴収決定済額をシステムに登録することにより、一括納付対象となる。なお、一括納付書情報等の配信先はシステム参加の通関業者であること。

- (5) (同左)
 4 リアルタイム口座振替による納税
 関税等の納付をリアルタイム口座振替により行う場合は次による。
 (1)から(5)まで (同左)
 (6) リアルタイム口座振替の方法
 納付方法をリアルタイム口座振替として次に掲げる申告を行う場合は、それぞれ併せて掲げる時点において、システムが保有する納税者等の口座から関税等の金額について引落とし処理が行われる。
 なお、口座残高不足等の理由により引落とし処理が完了しなかった場合の処理については、後記(8)(口座残高不足の場合)を参照。
 イ 納税方式に即納を選択した申告の場合
 (イ) (同左)
 (ロ) 特例申告(特定日までに受理された場合)
 特例申告に係る関税等は一括納付対象となり、特定日の翌日、通関業者等に次の情報(以下この節において「一括納付用明細書情報等」という。)が配信されたのち、当該特例申告の納期限日に一括して引落とし処理が行われる。

出力情報	出力情報コード
一括納付用明細書情報	(同左)
一括納付用明細データ	<u>SBF7401(海上)</u> <u>ABF7401(航空)</u>
一括納付用明細総括データ	<u>CBF7501</u>

一括納付用明細書情報等は、税科目毎に海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、口座番号及び納期限が一致するものが集約される。

引落とし処理が行われると、通関業者等に「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」(出力情報コード:SAF5311(海上)又はAAF5311(航空))が配信される。

なお、口座残高不足等により引落としが完了しなかった場合においても「特例申告口座一括引落とし結果通知情報」(出力情報コード:SAF5311(海上)又はAAF5311(航空))が配信されるため、処理結果については「処理結果識別」欄を確認すること。

(ハ)から(ア)まで (同左)

改正後

改正前

口から二まで (省略)
 (7)及び(8) (省略)
 5及び6 (省略)
 7 納税方式等の変更
 輸入(納税)申告等に係る納税方式、納付方法又はリアルタイム口座振替で利用する口座番号(以下この節において「納税方式等」という。)を変更する場合は、次による。
 なお、納税方式等の変更は、関税等の納付前に限り行うことができるので留意すること。
 (1) (省略)
 (2) 納付方法の変更
 納付方法の変更は下表のとおり行うことができる。
 なお、直納からMPN利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合であって、印刷済みの納付書がある場合は二重納付とならないよう、その取扱いに留意すること。

○：通関業者等による変更 ●：税関による変更

			変更後の納付方法		
			直納	MPN利用	リアルタイム口座振替
当初の納付方法	直納	即納	—	●	×
		納期限延長	—	●	○(注1)
	MPN利用	即納	●	—	×
		納期限延長	●	—	○
	リアルタイム口座振替	即納	○(注2) / ●(注3)	○(注2) / ●(注3)	—
		納期限延長	○	○	—

(注1) から (注3) まで (省略)

イ (省略)

ロ 納税方式に納期限延長を選択した申告の場合

輸入(納税申告)の場合、輸入申告等に係る許可等までの間(BP承認申請の場合はIBPに係る審査終了までの間)、あらかじめ輸入申告等を行った税関(通関担当部門)の了承を得たうえで、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第1章第1節4(輸入申告等事項の変更)及び5(輸入申告等変更)により変更を行うことができる。

特例申告の場合、特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第1章第3節4(特例申告等訂正事項の登録)及び5(特例申告等の訂正)により変更を行うことができる。

石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第28節2(石油石炭税納税申告事項の訂正)及び3(石油石炭税納税申告)により変更を行うことができる。

前記によらず納付方法の変更を行う場合は、次の場合に限り行うことができる。

(イ) (省略)

(ロ) 直納又はMPN利用からリアルタイム口座振替への変更

次によりリアルタイム口座振替への変更を行う。なお、延長後の納期限日による自動の引落とし処理を利用する場合は、当該納期限日の前日まで(注1)に実施する必要があるので留意すること(注2)。

(注1) 及び (注2) (省略)

口から二まで (同左)
 (7)及び(8) (同左)
 5及び6 (同左)
 7 納税方式等の変更
 輸入(納税)申告等に係る納税方式、納付方法又はリアルタイム口座振替で利用する口座番号(以下この節において「納税方式等」という。)を変更する場合は、次による。
 なお、納税方式等の変更は、関税等の納付前に限り行うことができるので留意すること。
 (1) (同左)
 (2) 納付方法の変更
 納付方法の変更は下表のとおり行うことができる。
 なお、直納からMPN利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合であって、印刷済みの納付書がある場合は二重納付とならないよう、その取扱いに留意すること。

○：通関業者等による変更 ●：税関による変更

			変更後の納付方法		
			直納	MPN利用	リアルタイム口座振替
当初の納付方法	直納	即納	—	●	×
		納期限延長	—	●	○(注1)
	MPN利用	即納	●	—	×
		納期限延長	●	—	○
	リアルタイム口座振替	即納	○(注2) / ●(注3)	○(注2) / ●(注3)	—
		納期限延長	○	○	—

(注1) から (注3) まで (同左)

イ (同左)

ロ 納税方式に納期限延長を選択した申告の場合

輸入(納税申告)の場合、輸入申告等に係る許可等までの間(BP承認申請の場合はIBPに係る審査終了までの間)、あらかじめ輸入申告等を行った税関(通関担当部門)の了承を得たうえで、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第1章第1節4(輸入申告等事項の変更)及び5(輸入申告等変更)により変更を行うことができる。

特例申告の場合、特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連(海上編又は航空編)-通関関係手続-第1章第3節4(特例申告等訂正事項の登録)及び5(特例申告等の訂正)により変更を行うことができる。

石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第28節2(石油石炭税納税申告事項の訂正)及び3(石油石炭税納税申告)により変更を行うことができる。

前記によらず納付方法の変更を行う場合は、次の場合に限り行うことができる。

(イ) (同左)

(ロ) 直納又はMPN利用からリアルタイム口座振替への変更

次によりリアルタイム口座振替への変更を行う。なお、延長後の納期限日による自動の引落とし処理を利用する場合は、当該納期限日の前日まで(注1)に実施する必要があるので留意すること(注2)。

(注1) 及び (注2) (同左)

改正後

A 直納からリアルタイム口座振替への変更
 税関(収納担当部門)にリアルタイム口座振替への変更を申し出る。その際、印刷済みの納付書又は一括納付書があるときはこれを提出する。
 リアルタイム口座振替への変更が認められた場合は、通関業者等が「納期限延長納付方法等変更(口座)」業務(業務コード:KZH)を利用して、前記4(6)ハ(納期限日前にリアルタイム口座振替による納付を行う場合)による事項(「処理種別」欄:「A」(納付方法変更))を入力し送信する。
 これにより、システム処理が保留となるが、税関(収納担当部門)が実施する「納期限延長納付方法変更(口座)保留解除」業務(業務コード:CKZ)により納付方法がリアルタイム口座振替に変更されるとともに、通関業者等に「納付方法変更保留解除通知情報」(出力情報コード:CAF2020)が配信される。

◎ 留意事項

一括納付にまとめられた納期限延長(包括納期限延長又は特例申告納期限延長)において、「納期限延長納付方法等変更(口座)」業務(業務コード:KZH)を利用して、一部の申告に係る関税等をリアルタイム口座振替に変更する場合、当該関税等が一括納付から分離され、一括納付の金額が変更されることになる。

この場合、変更された金額の「一括納付書情報」(出力情報コード:SBF7100(海上)又はABF7100(航空))については、「納付書再出力」業務(業務コード:RNF)を利用して取得する必要がある。また、変更された金額の「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード:SBF7201(海上)又はABF7201(航空))は、保留解除を行った税関(収納担当部門)から交付を受ける。

B (省略)

(A) (省略)

(3) (省略)

第2節から第5節まで (省略)

第4章 照会関係手続

システムを使用した手続き等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。

第1節及び第2節 (省略)

第3節 通関関係照会手続

1から27まで (省略)

[付表3-1-1] から [付表3-3-1] まで (省略)

[付表3-4-1] IID「輸入申告等照会情報」出力事項

<共通部>

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
79	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書IからIIIに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合 <u>で、T以外のもの</u>
			C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの

改正前

A 直納からリアルタイム口座振替への変更
 税関(収納担当部門)にリアルタイム口座振替への変更を申し出る。その際、印刷済みの納付書又は一括納付書があるときはこれを提出する。
 リアルタイム口座振替への変更が認められた場合は、通関業者等が「納期限延長納付方法等変更(口座)」業務(業務コード:KZH)を利用して、前記4(6)ハ(納期限日前にリアルタイム口座振替による納付を行う場合)による事項(「処理種別」欄:「A」(納付方法変更))を入力し送信する。
 これにより、システム処理が保留となるが、税関(収納担当部門)が実施する「納期限延長納付方法変更(口座)保留解除」業務(業務コード:CKZ)により納付方法がリアルタイム口座振替に変更されるとともに、通関業者等に「納付方法変更保留解除通知情報」(出力情報コード:SAAF2020(海上)又はAAF2020(航空))が配信される。

◎ 留意事項

一括納付にまとめられた納期限延長(包括納期限延長又は特例申告納期限延長)において、「納期限延長納付方法等変更(口座)」業務(業務コード:KZH)を利用して、一部の申告に係る関税等をリアルタイム口座振替に変更する場合、当該関税等が一括納付から分離され、一括納付の金額が変更されることになる。

この場合、変更された金額の「一括納付書情報」(出力情報コード:SBF7100(海上)又はABF7100(航空))については、「納付書再出力」業務(業務コード:RNF)を利用して取得する必要がある。また、変更された金額の「納付番号通知情報(一括)」(出力情報コード:SBF7201(海上)又はABF7201(航空))は、保留解除を行った税関(収納担当部門)から交付を受ける。

B (同左)

(A) (同左)

(3) (同左)

第2節から第5節まで (同左)

第4章 照会関係手続

システムを使用した手続き等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。

第1節及び第2節 (同左)

第3節 通関関係照会手続

1から27まで (同左)

[付表3-1-1] から [付表3-3-1] まで (同左)

[付表3-4-1] IID「輸入申告等照会情報」出力事項

<共通部>

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
79	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書IからIIIに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合
			C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの

改正後					改正前				
			G	公表を行う告示三（三－七（10）及び三－八を除く。）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの				G	公表を行う告示三（三－七（10）及び三－八を除く。）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの
			K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合				K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
			U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合				U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			O	その他				O	その他
(省略)					(同左)				
<欄部> (省略) [付表3-4-3] IID「輸入(引取)申告照会情報」出力事項 <共通部>					<欄部> (同左) [付表3-4-3] IID「輸入(引取)申告照会情報」出力事項 <共通部>				
項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件	項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)					(同左)				
80	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合 <u>で、T以外のもの</u>	80	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合
			C	公表を行う告示三－七（10）及び三－八（通関時確認品目）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの				C	公表を行う告示三－七（10）及び三－八（通関時確認品目）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三－八（通関時確認品目）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの <u>※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三－八（4）の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力</u>				T	公表を行う告示三－八（通関時確認品目）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの
			G	公表を行う告示三（三－七（10）及び三－八を除く。）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの				G	公表を行う告示三（三－七（10）及び三－八を除く。）の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの
			K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合				K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
			U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示				U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示

改正後

改正前

				する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			○	その他
(省略)				

<欄部> (省略)
 [付表3-4-4] IID「特例申告照会情報」出力事項
 <共通部>

				する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			○	その他
(同左)				

<欄部> (同左)
 [付表3-4-4] IID「特例申告照会情報」出力事項
 <共通部>

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
62	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合で、 <u>T以外のもの</u>
			C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの <u>※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三-8(4)の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力</u>
			G	公表を行う告示三(三-7(10)及び三-8を除く。)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの
			K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
			U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			O	その他
(省略)				

<欄部> (省略)
 [付表3-4-5] IID「特例申告照会(輸出入者用)情報」出力事項
 <共通部>

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
62	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合
			C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの
			G	公表を行う告示三(三-7(10)及び三-8を除く。)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの
			K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
			U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			O	その他
(同左)				

<欄部> (同左)
 [付表3-4-5] IID「特例申告照会(輸出入者用)情報」出力事項
 <共通部>

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				

改正後				改正前					
61	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書IからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合 <u>で、T以外のもの</u>	61	貿易管理令	輸入貿易管理令第3条等識別	W	ワシントン条約附属書IからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合
			C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの				C	公表を行う告示三-7(10)及び三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
			T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの <u>※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三-8(4)の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力</u>				T	公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの
			G	公表を行う告示三(三-7(10)及び三-8を除く。)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの				G	公表を行う告示三(三-7(10)及び三-8を除く。)の規定により、税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの
			K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合				K	その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
			U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合				U	輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
			O	その他				O	その他
(省略)				(同左)					

<欄部> (省略)

[付表3-4-6] から [付表3-30-1] まで (省略)

[付表3-31-1] IMT「自動車通関証明書交付申請情報照会」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
7	申請条件	申請条件	K (空白)	開庁時申請の登録 開庁時申請の登録以外
8	申請者コード	申請者コード	(利用者コード)	
9	申請者氏名	申請者氏名		
10	申請者住所	申請者住所		
11	証明書を必要とする事由	証明書を必要とする事由	1	自動車等登録手続きのため
			2	自動車通関証明書を紛失したため
			3	その他
12	自動車通関証明区分	自動車通関証明区分	C	自動車

<欄部> (同左)

[付表3-4-6] から [付表3-30-1] まで (同左)

[付表3-31-1] IMT「自動車通関証明書交付申請情報照会」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
(新規)				
7	申請者コード	申請者コード	(利用者コード)	
8	申請者氏名	申請者氏名		
9	申請者住所	申請者住所		
10	証明書を必要とする事由	証明書を必要とする事由	1	自動車等登録手続きのため
			2	自動車通関証明書を紛失したため
			3	その他
11	自動車通関証明区分	自動車通関証明区分	C	自動車

改正後					改正前				
			A	自動二輪				A	自動二輪
13	証明書の枚数区分	証明書の枚数区分	S	個別（1枚の帳票に1台分）	12	証明書の枚数区分	証明書の枚数区分	S	個別（1枚の帳票に1台分）
			M	複数（1枚の帳票に複数台）				M	複数（1枚の帳票に複数台）
14	手数料の金額	手数料の金額			13	手数料の金額	手数料の金額		
15	納付方法	納付方法	S	印紙による納付	14	納付方法	納付方法	S	印紙による納付
			R	電子納付				R	電子納付
			C	現金納付				C	現金納付
16	手数料免除申請の有無	手数料免除申請の有無	Y	手数料免除申請有り	15	手数料免除申請の有無	手数料免除申請の有無	Y	手数料免除申請有り
			(空白)	手数料免除申請無し				(空白)	手数料免除申請無し
17	免除を受ける額	免除を受ける額			16	免除を受ける額	免除を受ける額		
18	免除を受ける理由	免除を受ける理由			17	免除を受ける理由	免除を受ける理由		
19	輸入許可年月日	輸入許可年月日			18	輸入許可年月日	輸入許可年月日		
20	輸入申告番号	輸入申告番号			19	輸入申告番号	輸入申告番号		
21	輸入者氏名/左	輸入者コード	(輸出入者コード)		20	輸入者氏名/左	輸入者コード	(輸出入者コード)	
22	輸入者氏名/右	輸入者氏名			21	輸入者氏名/右	輸入者氏名		
23	輸入者住所/上段左	輸入者郵便番号			22	輸入者住所/上段左	輸入者郵便番号		
24	輸入者住所/上段中	輸入者住所1（都道府県）			23	輸入者住所/上段中	輸入者住所1（都道府県）		
25	輸入者住所/上段右	輸入者住所2（市区町村（行政区名））			24	輸入者住所/上段右	輸入者住所2（市区町村（行政区名））		
26	輸入者住所/中段	輸入者住所3（町域名・番地）			25	輸入者住所/中段	輸入者住所3（町域名・番地）		
27	輸入者住所/下段	輸入者住所4（ビル名ほか）			26	輸入者住所/下段	輸入者住所4（ビル名ほか）		
28	輸入申告の代理人コード	輸入申告の代理人コード	(利用者コード)		27	輸入申告の代理人コード	輸入申告の代理人コード	(利用者コード)	
29	輸入申告の代理人氏名	輸入申告の代理人氏名			28	輸入申告の代理人氏名	輸入申告の代理人氏名		
30	輸入申告の代理人住所	輸入申告の代理人住所			29	輸入申告の代理人住所	輸入申告の代理人住所		
31	譲渡人氏名	譲渡人氏名			30	譲渡人氏名	譲渡人氏名		
以下32から37までの項目は、最大30欄まで繰り返し出力される。					以下31から36までの項目は、最大30欄まで繰り返し出力される。				
32	証明書発給番号	証明書発給番号			31	証明書発給番号	証明書発給番号		
33	車名	車名			32	車名	車名		
34	型式	型式			33	型式	型式		
35	形状	形状			34	形状	形状		
36	車台番号	車台番号			35	車台番号	車台番号		
37	備考	備考			36	備考	備考		
第4節から第6節まで（省略）					第4節から第6節まで（同左）				
第7節 通関関係照会手続					第7節 通関関係照会手続				
1から5まで（省略）					1から5まで（同左）				
6 時間外執務要請届内容照会					6 時間外執務要請届内容照会				
(1)（省略）					(1)（同左）				
(2) 照会可能者					(2) 照会可能者				
税関、航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、 輸出入者 、NVOCC、海貨業、汎用申請者					税関、航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、NV OCC、海貨業、汎用申請者				
(3) 照会の方法					(3) 照会の方法				
「時間外執務要請届照会」業務（業務コード：IOS）を利用して、次の事項を入力し送信する。					「時間外執務要請届照会」業務（業務コード：IOS）を利用して、次の事項を入力し送信する。				

改正後

[1] 届出種別コード(「届出種別」欄)
次の区分に応じたコードを入力する。
「届出番号」欄を入力する場合は、入力不可。

区 分	コード
(省略)	
別送品 (24 時間提出可能)	F
収納	G

[2] 及び [3] (省略)

(4) (省略)

7 から 15 まで (省略)

[付表 7-1-1] から [付表 7-5-2] まで (省略)

[付表 7-6-1] IOS「時間外執務要請届内容照会情報A」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
4	届出種別	届出種別コード	A	通関
			B	保税
			C	監視
			D	別送品
			E	通関 (24 時間提出可能)
			F	別送品 (24 時間提出可能)
			G	収納
(省略)				

[付表 7-6-2] IOS「時間外執務要請届内容照会情報B」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
1	届出種別	届出種別コード	A	通関
			B	保税
			C	監視
			D	別送品
			E	通関 (24 時間提出可能)
			F	別送品 (24 時間提出可能)
			G	収納
(省略)				

[付表 7-7-1] から [付表 7-9-1] まで (省略)

[付表 7-10-1] IRP「手数料納付状況照会情報」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(省略)				
9	納付状況	納付状況	RE:登録依頼中	
			NP:未納付	
			DL:手数料情報 取消	
			RP:納付済	
			FC:強制消込済	
			CH:変更済	
WT:納付済・翌 開庁待ち				
(省略)				

改正前

[1] 届出種別コード(「届出種別」欄)
次の区分に応じたコードを入力する。
「届出番号」欄を入力する場合は、入力不可。

区 分	コード
(同左)	
(同左)	
(新規)	

[2] 及び [3] (同左)

(4) (同左)

7 から 15 まで (同左)

[付表 7-1-1] から [付表 7-5-2] まで (同左)

[付表 7-6-1] IOS「時間外執務要請届内容照会情報A」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
4	届出種別	届出種別コード		(同左)
				(新規)
(同左)				

[付表 7-6-2] IOS「時間外執務要請届内容照会情報B」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
1	届出種別	届出種別コード		(同左)
				(新規)
(同左)				

[付表 7-7-1] から [付表 7-9-1] まで (同左)

[付表 7-10-1] IRP「手数料納付状況照会情報」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
(同左)				
9	納付状況	納付状況	登録依頼中	
			未納付	
			手数料情報取消	
			納付済み	
			強制消込済み	
			変更済み	
	(新規)			
(同左)				

改正後	改正前
[付表7-11-1] から [付表7-16-3] まで (省略)	[付表7-11-1] から [付表7-16-3] まで (同左)